申請

平成25年10月30日

原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

茨城県知事橋 本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく平成25年6月28日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目および市町村について、出荷制限を解除すること。
  - (1)つくばみらい市、かすみがうら市において産出された茶(秋冬番茶以降)
  - (2)茶園がない市町村\*\*
    - ※茶園がない市町村

ひたちなか市,大洗町,東海村,行方市,潮来市,鹿嶋市,神栖市,守谷市,取手市,龍ヶ崎市,稲敷市,阿見町,利根町,河内町,美浦村,桜川市,筑西市,下妻市,結城市,五霞町

2 解除を申請する理由 別紙参照

# 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

# 1 出荷制限を解除する範囲

- (1)つくばみらい市、かすみがうら市で産出される秋冬番茶以降の茶
- (2)茶園がない市町村

## 2 現在までの検査結果

(1)つくばみらい市、かすみがうら市で産出される秋冬番茶以降の茶平成23・24年度は両市ともモニタリング検査未実施

	品目	地点(※1)	採取日	測定結果
				放射性セシウム(Bq/kg)
2	秋冬番茶(飲用	つくばみらい市①	H25 10/7	0. 77
くばみらい市	茶)	つくばみらい市② つくばみらい市③		1. 1 2. 0
				14.11. 2.22 (
かす	秋冬番茶(飲用	かすみがうら市①	H25 10/15	検出せず(<1.3)
みが	茶)	かすみがうら市②	H25 10/15	検出せず(<0.62)
う ら 市		かすみがうら市③	H25 10/15	検出せず(<1.0)

#### (\*\*1)

#### 検査地点の選定方法

### ○つくばみらい市

つくばみらい市は, 茨城県の南西部に位置し, 鬼怒川, 小貝川の二大河川が流れている。小貝川沿いには広大な水田地帯が広がり, 丘陵部には, 畑地, 住宅地が形成されている。

つくばみらい市で茶の生産をしているのは、中学校に隣接する1圃場のみである。今回の検査地点は、当該1圃場から3箇所を選定した。

なお、つくばみらい市において、23・24年度はモニタリング検査を実施していない。

#### ○かすみがうら市

かすみがうら市は、茨城県南部のほぼ中央に位置し、霞ヶ浦と筑波山系の南麓にはさまれており、その大部分は、標高約380mの山々から霞ヶ浦湖岸の低地へと続く台地

となっている。台地部には畑や平地林が、また、霞ヶ浦沿岸の低地部一帯には水稲や レンコンなどの水田が広がっている。

かすみがうら市の茶の生産農家は3戸であり、市内の中佐谷地区(①)、安食地区(②)、及び牛渡地区(③)にそれぞれ1戸ずつである。今回の検査地点は、それぞれの地区から1地点ずつを選定した。

なお、かすみがうら市において、23・24年度はモニタリング検査を実施していない。

### (2)茶園がない市町村

平成24年に実施した茶園の把握に係る調査の結果,茶園がない市町村数は20であった(※2)。茶園がない市町村については,茶園を有する市町が全て解除される時期にあわせて解除申請をすることとし,今回,前回調査から約2年が経過していることから茶生産の実態把握に係る調査を再度行った結果,茶園がない市町村における新たな生産は確認されなかった(参考)。

# 【茶園のない市町村(※2)】

ひたちなか市,大洗町,東海村,行方市,潮来市,鹿嶋市,神栖市,守谷市,取手市,龍ヶ崎市,稲敷市,阿見町,利根町,河内町,美浦村,桜川市,筑西市,下妻市,結城市,五霞町

#### 3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間,収穫を実施する茶期ごとに,つくばみらい市およびかすみがうら 市内の3か所の地点においてモニタリング検査を実施し,公表していく。

# 4 解除後の出荷管理

つくばみらい市における茶の流通は、自家用のみの生産で販売はしていないが、隣接する中学校の教材として茶園を提供しているほか、将来的には生徒が摘採し加工した茶について不特定多数に配布・販売することが予定されている。

かすみがうら市における茶の流通は、自家用のみの生産で販売はしていない。1戸については、摘み取られた茶葉の加工を市外1か所の加工場に委託している。残りの2戸については、自らの茶園で生産した茶葉を加工する形態である。

これまでに、23・24年産茶については収穫はしていないが、管理作業で摘み取った茶葉をすべて処分するとともに、25年産に向けては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈り等を実施してきた。

また,当該2市においては食用に供する茶の生産はないが,今後,食用に供する茶の生産が開始された場合には,改めて検査を実施することとし,食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施す

る。

さらに、出荷制限が解除されている古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町、大子町、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、城里町、石岡市、鉾田市、水戸市、高萩市、日立市、茨城町、つくば市、牛久市、北茨城市、笠間市、土浦市、小美玉市の22市町および今回解除申請するつくばみらい市、かすみがうら市を含む当該24市町から生産された荒茶には、市町村名の表示の徹底を図る。

また, 茶園がない20市町村において, 新たに茶の生産を始める者があれば, 当該市町村, 関係農業団体及び加工業者と連携して把握に努めるとともに, 生産開始にあたっては出荷前にモニタリング検査を行うよう指導を実施する。

# 5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、当該市町の茶について、すみやかに出荷 自粛を要請する。